

マイナンバー制度の開始



個人情報保護条例

より厳格な保護規定に改正

第7回定例会 9月16日～17日

9月定例会は会期を16、17日の2日間とし、16日は4議員が7項目にわたり一般質問を行い、17日は選挙管理委員会委員及び補充員選挙において各4人が当選、教育委員会委員の任命に同意、条例の一部改正、廃止、補正予算など25件の議案を審議し、原案どおり可決しました。

なお、平成26年度各会計決算の認定7件は、決算審査特別委員会を設置のうえ付託し、審査されることとなりました。

- 1 1 件
- 1 1 件
- 5 1 件
- 1 1 件
- 1 2 件
- 2 3 件
- 3 1 件
- 1 1 件
- 1 1 件
- 4 4 件
- 7 7 件
- 2 2 件
- 4 4 件

- 選挙の当選
- 委員の任命同意
- 条例の一部改正
- 条例の廃止
- 契約の締結
- 規約の変更
- 財産の譲渡
- 財産の無償貸付
- 補正予算
- 決算の認定
- 意見書案
- 報告

人事

選挙管理委員会委員・補充員各4人が当選

11月23日で任期(4年)満了となる選挙管理委員会委員及び補充員について、地方自治法の規定により議会で選挙を行い、それぞれ次の4人の方が当選しました。

・選挙管理委員会委員

久保 利治さん(4期目)

竹原 洋子さん(2期目)

野宮 裕二さん(2期目)

(美都・61歳)

(双葉・60歳)

(本町・62歳)

才川 正子さん(1期目)

(緑町・58歳)

・選挙管理委員会委員補充員

中山 孝一さん(1期目)

(緑町・65歳)

細川 隆さん(2期目)

(岩富・52歳)

後藤 あけみさん(1期目)

(高台・45歳)

新谷 和典さん(2期目)

(木樋・37歳)

教育委員会委員の再任に同意

9月30日で任期満了となる金田美喜恵さん(活波・48歳)を再任することに同意しました。

条例

個人情報保護条例の一部改正

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の施行に伴う改正で、より厳格な保護措置を行うものに関して、番号法との整合性を図るため、当該部分にかかる条例を改正しました。

国民健康保険税条例等の一部改正

一、総務省から出された技術的な助言に基づき、市町村

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号花子

住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地

平成 5年 3月31日生 性別 女
発行 平成27年 10月NN日 ■■■市長

9月定例会予算補正

会計別	今回補正額	予算総額
一般会計	1億84万6千円	49億10万2千円
国保会計	160万3千円	10億184万7千円
後期高齢者会計	14万9千円	9,304万9千円
介護保険会計	504万9千円	5億3,279万6千円

補正された主な内容

〈一般会計〉

- マイナンバー導入セキュリティ対策経費(負担金)
北海道自治体情報システム協議会 400万円
- 旧活汲小学校消防用設備改修工事 362万円
- ふるさと納税返礼品経費 568万円
- 森の健康館給水ポンプ修繕 252万円
- 介護サービス提供基盤等整備事業費 3,829万円
- 町営住宅屋根改修工事費 4,370万円
- 旧青葉幼稚園解体費補助金 7,020万円
- 津別小学校非構造部材耐震化工事 442万円
- 津別中学校非構造部材耐震化工事 442万円

〈介護保険会計〉

- 介護給付費準備基金 331万円
(精算確定に伴う過年度分追加交付金の積立)

における税の減免申請期限の変更が行われたことにより、他税と合わせ「納期限前7日」から「納期限の前日」に改正しました。

二、総務省より示された改正例の誤りについて、訂正版の通知があり、一部改正された条例の施行日の改正をしました。

介護保険条例の一部改正

減免申請期限の取り扱いを見直し、「納期限前7日」から「納期限の前日」に改正しました。

青少年問題協議会条例の一部改正

委員会構成と協議会の開催について改正しました。

町立老人憩の家条例の一部改正

友楽園の移転に伴い、所在地規定を改正しました。

個人情報保護条例で包括しているため廃止しました。

契約の締結

旭町56番地1
契約金額 5千875万2千円
津別建設株式会社

契約の相手

旭町56番地1

工事の名称・場所

下水道管理センター電気計装設備改築更新工事
達美186番地

契約金額

3千291万8千400円

契約の相手

北海道富士電機株式会社

工事の名称・場所

まちなか団地(Ⅲ工区)
建設事業建築主体工事

事務組合を組織する団体の脱退と加入による規約の変更を可決しました。

財産の譲渡

旧本岐小学校校舎棟を多機能型住宅介護支援事業所がサテライト事業として実施するため、譲渡することとしました。

譲渡財産

旧本岐小学校校舎棟

譲渡の方法

随意契約

譲渡金額

400万円

譲渡の相手

株式会社エムリンクホールディングス

財産の無償貸付

財産の譲渡に係るサテライト事業を基本とした地域福祉関連事業のため、円滑な運営と地域福祉の向上を目的として、町有地を無償で貸し付けることとしました。

貸付財産

土地
本岐105番地
5千㎡

貸付の相手

株式会社エムリンクホールディングス

貸付期間

旧本岐小学校校舎棟売買契約の日から平成37年3月31日

第6回臨時会 8月7日

会期を1日間とし、専決処分1件、補正予算1件(まちなか団地(Ⅲ工区)建設工事など)の議案を審議し、原案どおり可決しました。